

平成 28 年 5 月 17 日制定

(設置)

第 1 条 山陽小野田市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の推進に当たり、本市のまちづくりに関する識見を有する市民等から意見を聴取するため、市長の私的諮問機関として山陽小野田市地方創生協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 総合戦略の推進に関し、意見を述べること。
- (2) 総合戦略の進行管理として、重要業績評価指標（K P I）の達成状況に関し、意見を述べること。
- (3) 前 2 号の意見を取りまとめ、市長へ意見書を提出すること。
- (4) その他協議会の運営に関し必要なこと。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 公共的民間団体（山陽小野田市自治基本条例（平成 23 年山陽小野田市条例第 30 号）第 30 条第 1 項に規定する公共的民間団体をいう。）の役員等
- (2) 商工業関係団体の役職員
- (3) 農林水産業関係団体の役職員
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 教育機関の教職員
- (6) 金融機関の役員又は従業員
- (7) 労働者関係団体の役職員
- (8) 報道機関の役員又は従業員
- (9) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2 年とする。委員に欠員を生じた場合における後任者の任期についても同様とする。

(座長及び副座長)

第4条 協議会に座長及び副座長を各1人置く。

2 座長は、委員の互選によりこれを定める。

3 座長は、会務を総理する。

4 副座長は、委員のうちから座長が指名する。

5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、座長が招集し、座長が議長となる。ただし、座長を決定するための会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 座長は、会議において必要があるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、総合政策部企画課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月17日から施行する。